

平成 2 9 年 第 1 回 紀 の 川 市 議 会 定 例 会 第 4 日

平成 2 9 年 3 月 2 4 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 2 8 分

閉 会 午前 1 1 時 2 3 分

◎議事日程（第 4 号）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 4 号 | 平成 2 9 年度紀の川市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 6 号 | 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 7 号 | 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 8 号 | 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 9 号 | 紀の川市消防団条例の一部改正について |
| | 議案第 1 2 号 | 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について |
| | 議案第 2 6 号 | 平成 2 9 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について |
| | 議案第 4 9 号 | 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 1 0 号 | 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 3 号 | 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について |
| | 議案第 1 4 号 | 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について |
| | 議案第 1 5 号 | 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止について |
| | 議案第 1 7 号 | 平成 2 8 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について |
| | 議案第 1 8 号 | 平成 2 8 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について |
| | 議案第 1 9 号 | 平成 2 8 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について |
| | 議案第 2 2 号 | 平成 2 8 年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 |

- 3号)について
- 議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 日程第4 議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）
- 議案第2号 紀の川市空家等対策協議会条例制定について
- 議案第3号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第11号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正について
- 議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第37号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第38号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第39号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第40号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第41号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第42号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第43号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第44号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第47号 紀の川市道路線の認定について

議案第48号 紀の川市道路線の認定について

日程第5 議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉

教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時29分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回紀の川市定例会4日目の会議を開きます。

本日の委員長報告ですが、日程第1では、平成29年度一般会計予算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、裁決を行います。日程第2から日程第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第16号以外の案件について、各常任委員会ごとに委員長に審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第5では、分割付託していた議案第16号について、再度各常任委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、一括して委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について

○議長（竹村広明君） まず、日程第1、議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日の本会議において、平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に審査を付託していたものであります。

平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

10番 杉原 勲君。

○10番（杉原 勲君）（登壇） おはようございます。

平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について、去る3月6日、8日、9日の三日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款、1項、2目、人事管理費の職員健康検査委託料は、正規職員だけでなく臨時職員も含むのかとただしたのに対し、基本的に正規職員と臨時職員の定期健診の費用であるとの答弁でした。

次に、2款、1項、3目、文書広報事業では、シティプロモーション事業について、平成29年度でツールの作成や推進体制の構築などを行うとあるが、どのようなブランドコ

ンセプトに基づいていくのかとただしたのに対し、シティプロモーションの軸となるフルーツ、移住・定住の要素も踏まえた、「住みたい」、「住んでみたい」まちという二つのコンセプトに基づいて進めていくとの答弁でした。

次に、2款、1項、6目、公用車管理事業では、平成29年度の目標、稼働率の見込みをただしたのに対し、目標値については、特段設定しないが、現在約65%であるので67%から70%の間で効率よく稼働できればと考えているとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、出会いと交流の場創出事業について、今年度の事業内容と委託先は昨年同様に商工会なのかとただしたのに対し、事業内容は平成28年ほぼ同様で、商工会に委託するとの答弁でした。

また、委託先の見直しや委託自体を見直す予定はないのかとただしたのに対し、平成29年度においては商工会に委託して進めていく予定であるが、内容等十分精査し、紀の川市にマッチするような方法を検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、15目、防犯カメラ設置補助事業について、設置するカメラの機種等は指定するのかとただしたのに対し、メーカー指定は考えていない。一定の機能の基準を超えていることが条件であると考えているとの答弁でした。

また、撮影した内容は誰が管理するのかとただしたのに対し、基本、地元自治区長もしくは区長から委任された管理者ということで想定しているとの答弁でした。

次に、3款、1項、4目、障害者施設運営等補助事業について、ひきこもり者の支援センターは市内のどこにあるのか。また、何名が支援を受けているのかとただしたのに対し、粉河駅前の山崎邸という古民家の中に、「ハートフルハウス創」という名前で設置しており、10名の方が支援を受けており、1名が和歌山市内のセンターに行っているとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、子育て支援事業について、ファミリーサポートセンター運営委託料で、そらまめサポートの利用基準についてただしたのに対し、依頼する方、受ける方、この双方が先に打ち合わせをして利用してもらうことという形になっている。その内容については、双方で判断されるため、基準を設けていない。依頼の内容として多いのは、保育所の習い事の送迎であるとの答弁でした。

利用内容として、送迎が主なようだが、本当にサポートしてほしいときというのは病気のときの送迎や受診といったところと考えるが、病児対策・対応をしていただける会議もっとふやすような対策は講じたりしないのかとただしたのに対し、確かに急病時に利用したいというのはあると考えるが、専門知識を持ったスタッフの充実となると難しい状況にあるが、今後共同でやっている岩出市とともに協議しながら、できるだけ専門的なスタッフの充実を進めていきたいとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、一般廃棄物処理施設解体事業について、跡地利用の計画はどうなっているかとただしたのに対し、打田美化センターについて既に地元自治区と協議しており、植林をして山林に戻すということで了解をいただいている。那賀アメニティセン

ターについても、地元自治区と関係機関と協議を行い、隣接のスポーツの施設の駐車場とする計画で承認していただいている。粉河クリーンセンターについては、鎌垣財産区から借地であるので、跡地利用については財産区で検討いただくようお願いしているとの答弁でした。

次に、6款、1項、4目、青州の里管理運営事業について、周辺整備の計画の進捗状況をただしたのに対し、今年度コンサルに委託して整備構想を立ててもらい、道の駅としてフラワーミュージアムと駐車場との一体感であったり、駐車場内の農産物を販売できるスペースのための隣接用地の確保などを計画しているとの答弁でした。

次に、6款、1項、8目、地産地消食育推進事業について、事業自体の活動が目に見えてこないように思うが、食育推進のどのような形で具体的な活動をしているのかとただしたのに対し、産業祭と食育フェアということでタイアップした中で食育を推進しているとともに、新生活応援教室、近畿大学と看護学校の学生を対象にした料理教室、保育所へ出向き、親子料理教室等の開催をしているとの答弁でした。

次に、7款、1項、3目、地域おこし協力隊活動事業について、1名増員の予定となっているが、その理由と現在2名の実績についてただしたのに対し、まず2名に関しては以前から取り組んでいるフルーツ・ツーリズムの研究会への参画、市の観光資源のPRや紀の海イベントに参加してもらい、誘客活動の手伝いをしてもらっている。また、1名増員の理由は、DMOという新しい観光交流創造事業に従事してもらうためであるとの答弁でした。

次に、9款、1項、1目、家具転倒防止策促進事業について、転倒防止金具の取り付け委託料とあるが、自己負担はあるのかとただしたのに対し、金具等取り付け支援ということで対策者を想定しており、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、要介護認定で介護2以上と判定されている1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方という要件を設定している。自己負担については、1世帯につき家具3台までは負担は発生しないが、3台以上の取り付けについては自己負担が発生するとの答弁でした。

次に、10款、1項、3目、学校教育推進事業について、学校司書を小学校2校、中学校2校に各1名配置とあるが、配置する学校は決まっているのかとただしたのに対し、現在、このモデル事業を希望する学校を募集している段階であり、正式には決定していないとの答弁に対し、2校以上が手を挙げた場合はどうするのかとただしたところ、予定後、設置数より多い学校が希望した場合は、抽せんあるいは教育長の判断を含め、決定したいとの答弁でした。

また、その司書の方は学校に常駐になるのか、他の学校を巡回したりはしないのかとただしたのに対し、1日常勤職員としての採用となるので、小学校2校、中学校2校を受け持ち、行った日は1日その学校で活動していただき、今は指定した学校だけで活動してもらう予定になっているが、この施策をうまく活用してモデル校を中心に学校司書を各学校を巡回して、モデル校と同様の形で子どもたちの読解力が向上していくようにしていきたい

いとの答弁でした。

次に、10款、2項、1目、小学校運営事業について、空気検査料の内容についてただしたのに対し、教室の照度、明るさ、二酸化炭素の濃度を検査するものであるとの答弁に、どれくらいの頻度で、どの空気を検査するのかとただしたのに対し、学校保健安全法の第6条の基準に照らし、各学校2教室を年に1回実施する費用であるとの答弁でした。

次に、10款、5項、5目、地域子ども会活動支援事業について、今、市内で活動している子ども会は幾つあるのかとただしたのに対し、全部で36団体、うち補助金交付を受けていない団体は3団体あるとの答弁でした。また、地域子ども会活動の団体に加盟し、活動を何日以上しなければならないとか、何名以上の人数がなければいけないという条件があるとの答弁でした。

また、補助金は一律ではないのかとただしたのに対し、会員数50名以上、活動数40日以上団体には21万円2,000円、会員数20名以上、活動日数12日以上団体は10万6,000円、会員数15名以上、活動日数6日以上団体は5万3,000円、会員数10名以上、活動日数3日以上団体は2万6,000円となっている。なお、県と市で2分の1ずつの補助金であるとの答弁でした。

次に、歳入に対する質疑については、ふるさとまちづくり寄附金について、4,000万円減額となっているが、この要因はとただしたのに対し、昨年度の見積もりの際、実績がない中で1カ月足らずのデータのもとに1年分の予算を試算したが、今年度は昨年の実績をもとに試算したとの答弁でした。

また、予算全般については、今回の予算の中に市民負担が平等性に欠けている部分、新規事業に対する策定業務を民間委託するところ、また新規事業に関しても国の政策に乗っかっている形の事業が多く見られている。市独自の事業やほかではやっていない事業を行っていったらどうかとただしたのに対し、市独自の事業展開ということで、総合戦略や職員提案制度などをいろいろな形で話し合いを進めている。財政面から考えると、どうしても国・県の補助金に頼りがちなところは見受けられると思う。今後、補助金を考えずに、市独自の重要な施策となれば思い切った進めも大事ではないか考えているので、話し合い、検討を重ねていくとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であり、慎重審査の結果、議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） それでは、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第24号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について、反対討論をします。

今回の予算編成では、シティプロモーションの推進や新規就農者への独自施策、有害鳥獣対策などの産業や農業に関すること、家具転倒防止対策などの災害に対する取り組みなど、市民のための新しい事業や従来の事業が多くあり、これらは事業実施による成果と効果に期待をするものです。

粉河学校給食センターが、今まで不十分だったアレルギー対応がなされることは、アレルギーを持つ保護者にとって安心できるものになると思われるところです。

また、学校司書を2名配置することも評価します。将来ある子どもたちのために、思い切った増額をし、各小・中学校2校につき1名ずつでも配置するくらいでもよかったと思います。

大事な施策や事業が多くある反面、平成29年度では粉河地区の保育所再編計画により、4園が統廃合され、大規模な民営化される保育所の建設や那賀の学校給食センターの廃止、長寿祝い金の対象者縮小、ごみ袋の値上げなど、市民サービスの以下、市民負担の増加させるものも盛り込まれています。

旧町のときから各地域でつくり上げられてきた施設や施策を廃止・縮小していくこと認められません。人口減少と高齢化が都市部よりも早く進むこの地域において、安定した雇用の確保など、人口減少を抑えるための根本的な解決策をとることが先決であり重要視すべきです。そのためにも、市民サービスを低下させるべきではなく、むしろ市民の暮らしを支え、市民サービス向上をさせ、充実させることこそが人口減少に歯どめをかけることにもなると考えます。

さらに、行財政改革が進められることにより、市民サービスへの影響も懸念されることです。都市部への人口の集中が進み、さまざまなことが地方自治体任せになっている現状において、本来批判されるべきは国政かもしれませんが、これらを踏まえ、一般会計予算には反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第24号についての賛成討論。

16番 坂本康隆君の発言を許可いたします。

16番 坂本康隆君。

○16番（坂本康隆君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成29年度の予算は、人口減少が続く中、紀の川市の資源を生かした「住みたい」、

「住み続けたい」と思われる「魅力あるまち、選ばれるまち」を目指して、地方創生の着実な推進をして、これを達成するための経費が計上されております。

自然環境やフルーツ、観光資源、社会資源、人材等の連携による魅力的なまちづくりを目指し、市の認知度向上と交流人口の拡大から、定住人口の拡大につなげるためのシティプロモーションの推進や観光基盤整備と観光プロモーションの推進、また移住・定住の推進や「農業の振興・活性化」として魅力ある農業の実現や6次産業の支援、不妊治療をはじめ、子ども医療費等の助成により子育て世代の負担の軽減を図るなど、出会い、結婚・出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援や保育・教育環境の充実、安全・安心で暮らすため、地震・災害対策の推進や地域防犯力の向上、公共交通機関の充実、企業誘致・観光振興・防災対策に大きな効果が期待できる京奈和関空連絡道の整備を早期に実現するための取り組みなど、各分野にわたり、市の将来を見据えた予算であると評価いたします。

また、地方債の繰上償還や「ふるさとまちづくり寄附金」を計上するなど、歳出の削減と財源の確保に努めています。

しかし、今後、ますます厳しくなる財政事情を考え、健全な財政運営を行うためには、事業の取捨選択が必要であり、事業の成果を見きわめることが重要であると考えます。

そのためにも、課題の抽出とその改善を図り、予算執行に当たっては、調査・研究を重ねて幅広い意見を取り入れながら、真に市民のため必要であるかを念頭に置き執行されることを強く要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について から

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2、議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託についてまでの8議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました8議案につきましては、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託をしていたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る3月2日の本会議で付託されました議案8件につきましては、14日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案8件のうち、議案第12号については賛成多数で、その他7議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、もとなる上位法の施行期日が1月1日となっているが、今回の条例改正では施行期日が4月1日になっている理由についてただしたのに対し、条例を改正する時間的な部分で12月議会に間に合わず、3月議会の提案となり、それに伴い、施行期日が4月1日になったとの答弁でした。

議案第8号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、清掃業務手当の内容についてただしたのに対し、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に清掃業務手当が支給され、市ではごみ収集とし尿収集が対象となるとの答弁でした。

また、今回の改正による影響額について再度ただしたのに対し、ごみ収集とし尿収集を合わせ、全体で約15万円程度の増加を見込んでいるとの答弁でした。

議案第8号 紀の川市消防団条例の一部改正については、提案理由において、大学生等の加入促進を図るとあるが、具体的な想定範囲と年齢制限についてただしたのに対し、大学生等については、近畿大学の生物理工学部と和歌山県高等看護学院に在学するものと考えており、年齢制限は18歳以上であるとの答弁でした。

議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正については、那賀学校給食センターを廃止し、粉河学校給食センターに統合する理由についてただしたのに対し、那賀学校給食センターは、完全なドライ方式による運営ができていないことや、粉河・那賀給食センターでは、現在、河南学校給食センターで行っているようなアレルギー対応がで

きていないために、アレルギー対応可能な部屋を備えるために統合事業を行ったものであるとの答弁でした。

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託については、委託先が町村会から市長会に変更された場合、補償内容は変わらないのかとただしたのに対し、免責額が1万円未満から5万円未満に変更されることや窓ガラスに生じた損害が補償されない変更点があるが、その他の補償内容についてはほぼ変わらないとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第12号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、反対の立場からの討論を行います。

本議案は、那賀学校給食センターを廃止し、粉河学校給食センターと統合するための条例改正です。

この改正により、河南学校給食センターと同等のアレルギー対応の整備のされた粉河学校給食センターが、那賀・粉河地域の学校給食1,400食の調理と配送を担うことになります。総務文教委員会では、那賀と粉河のセンターの統合と民間委託により、1,000万円の経費節減につながるとの説明がされました。

私が本議案に反対するのは、今回の条例改正により失うものが余りにも大きいと思うからです。那賀学校給食センターは、センター方式であっても、4小学校、現在およそ550食という小規模センターであったこと、生産者をはじめとする納入業者とセンター、そして各学校とのネットワークが構築されてきたこと。そのために、栄養士が重要な役割を担ってきたこと。これらにより、那賀町時代を含め、地産地消と食育推進の成果を上げてきたセンターです。それを失うことが、那賀地域の子どもたちにとって余りにも大きな痛手であると考えます。

また、統合により、粉河のセンターが1,400食という規模に大きくなります。万が一、給食が食中毒などの感染源となった場合、被害を今よりも広げる危険があります。さらに、那賀のセンターが廃止されることで、このままでは県費負担の栄養士が1名削減さ

れることにもなります。

5町合併をして、旧那賀町から給食センターを引き継いだ紀の川市がすべきことは、廃止して1,000万円の経費を浮かすことではなく、老朽化した設備や備品を整備し直し、現行の規模のままでドライ対応、アレルギー対応を可能とする整備を進めることと考えますので、本条例改正に対して反対をいたします。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第12号についての賛成討論。

17番 室谷伊則君の発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 私は、議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、那賀学校給食センターを廃止し、粉河学校給食センターに統合するものであります。

現在、那賀学校給食センターでは、完全なドライ方式による運営ができていないということと、粉河・那賀学校給食センターでは、河南学校給食センターで行っているようなアレルギー対応ができていないために、河南学校給食センターと同じようなアレルギー対応ができるようアレルギー室を設置するため、統合事業を行うものであります。

また、安全・安心な給食を提供すべく新たに調理配送業務を委託するなど、統合による財政効果も十分見込まれるものであります。本案に賛成するものであります。

子どもたちが、衛生的な施設でつくられた安全なおいしい給食を食べ、健康で元気に成長することを願い、本案に対する賛成の討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第6号 紀の川市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第7号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第9号 紀の川市消防団条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第26号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決をされました。

日程第3 議案第4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業
給水条例の一部を改正する条例の制定について から
議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの17議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました17議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る3月15日に、本庁舎6階委員会室1において、委員7名の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました17議案のうち、議案第13号、議案第27号、議案第29号、議案第30号については賛成多数で、その他の13議案については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

当委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりでございます。

まず、議案第10号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、相談体制充実のための勤務形態の見直しに伴うものがあるが、改正の詳細についてただしたのに対し、人権教育指導員の勤務条件を、現行では週

24時間程度、すなわち週3日程度とされているところを週5日に変更する。それに伴い、報酬の額を月額12万円から月額20万円に改正するものであるとの答弁でした。

次に、議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正についてでは、今回の改正により対象者が減ると思うが、どれだけの財政効果が得られるのかとただしたのに対し、まず、99歳の祝い金を廃止することによって32名減となる。また、101歳以上では34名で、そのうち2名対象となるので、32名の減となり、財政的には40万円の減額を予定しているとの答弁でございました。

次に、議案第17号 平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてでは、一般会計繰入金の特別財政支援の2億円について、残った場合、基金として積み立てるのか、それとも一般会計に返すのかとただしたのに対し、残った場合は、繰り越しという形をとらせていただいて、平成29年度での基金の積み立てを実施することとなる予定であるとの答弁でした。

次に、議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についてでは、特定健康診査等事業の賃金について、増額の理由をただしたのに対し、特定検診を含む集団健診に携わる保健師、看護師、また保健指導も行っていく保健師の分になるとの答弁でした。

また、脳ドック受診について、350名を予定しているが、毎年申し込みがかなり多いようであるが、県外の通勤範囲内で行けるような医療機関も考慮にできないかとただしたのに対し、県外については、脳ドック事業を行っている近隣市などに問い合わせしてみたが、なかなか受け入れは難しい。遠くの医療機関を指定しても受診してもらえないということもあるため、現状の3カ所検査機関での受診となるとの答弁でした。

次に、議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算についてでは、訪問型サービスと通所型サービスの内容はとただしたのに対し、まず、訪問型サービスとは生活援助中心型サービスで、調理・掃除・洗濯やその一部介助、ごみの分別やごみ出し、買い物などで、身体介護や入浴介助は含まないものと、サービスCといって、専門職が訪問して生活機能向上のための相談・支援・指導を行うものがある。そして、通所型サービスとは、もともとの通所介護を少し緩和したもので、交流目的やレクリエーションを中心として、閉じこもりや認知症、鬱予防などの自立支援に資するサービスで、入浴サービスは含まないものと、サービスCといって、短期集中の通所介護で、専門職の指導を受けながら事業所内で行うものがあるとの答弁でした。

次に、議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算についてでは、滞納整理業務委託の内容と、どのような成果があるのかとただしたのに対し、この業務の委託を実施することで、電話での督促や訪問徴収、また納付成約後の履行管理を詳細に記録することになり、未納者の方の納付意識が高まったとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております17議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第13号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について、反対討論をします。

今回の改正は、これまで受給資格者とされていた99歳と101歳以上を対象から外し、88歳、100歳、最高齢者男女各1名とするものです。

この条例の第1条には、紀の川市に居住する高齢者に対し、その長寿を祝福するとともに敬意をあらわし、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とすると書かれています。このことを達成するためには、対象者を削減するべきではないと考えます。

委員会審査の中では、今回の改正により対象者が減ることで、40万円の財政効果があるとのことでしたが、それと引きかえに旧町時代から、そして新市になってからも受け継がれてきた施策を後退させるものであると考えます。

よって、本条例に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第13号についての賛成討論。

5番 仲谷妙子君の発言を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（登壇） 私は、議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、長寿祝い金の支給について「88歳」、「99歳」、「100歳」、「101歳以上」のうち「99歳」、「101歳以上」を廃止し、新たにその年度中、最高齢の男女に支給するものになっております。

これまでの99歳以降、毎年支給していたお祝いですが、より節目としてこの敬意を込めたものに改めるものであり、限られた財源の中で、当祝い金の一部は支給廃止されますが、介護予防における地域づくりなどに新たな政策課題に対応した新規、拡充施策を積極的に実施していることを評価して、今回の条例改正に賛成したいと思います。

今後も支援を必要としている高齢者が安心して住み続けられる事業の提案と拡充に努力されますことをお願いして、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第27号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

平成30年度から和歌山県も保険者となることから、平成29年度は紀の川市が保険者である最後の年となります。

紀の川市の国保事業は、これまで子ども無保保険問題の解消を国に先駆けて実施をし、資格管理においても、資格証明書の発行は行わず、税率を引き上げ、最小限に抑えてきました。

保健事業でも、脳ドックの受検枠の拡大を行ってきました。平成27年度、平成28年度には、一般会計からの独自繰り入れも行い、加入者の保険料負担の軽減に努力をしてきました。これらのことは、紀の川市が国保事業の保険者としての役割を発揮してきたものとして評価をしています。

しかし、それでも反対をするのは、加入者にとっての保険料負担が高いこと、資格管理においては保険証を届けず、窓口とめ置きが行われていることなど、重たい保険税負担と医療の受給権の制限がされ、ほかの公的医療保険と比べて格差があるからです。

現在の国保事業は、財政的には加入者からの保険税収入は保険給付費のわずか3割であり、残りの7割は国・県からの公費負担分と加入者ほかの被用者保険の加入者からの交付金で賄われています。加入者の年齢構成が高く所得がないか、低い人が多いことから、保険税で給付を賄うことができなくなっているのか実態です。

紀の川市の国保税率は、平成28年度に引き上げた税率を平成29年度も引き継ぎました。この税率は、例えば、年収300万円の40代夫婦、子ども二人、持ち家で固定資産税が5万円の世帯の場合、国保税額で年間37万3,700円になる負担です。法定軽減の2割軽減がされても、この水準の負担となります。

一方で、被用者保険、例えば、和歌山の協会健保であれば、負担は年額18万2,676円です。税の負担だけでなく、保険税の滞納が続けば保険証が届けてもらえないこと、傷病手当もないことなど、ほかの公的医療保険にはない格差が残った制度となっています。

皆保険制度として、第一義的には、国の責任が問われるべきですが、保険者としても紀の川市の姿勢が問われてくる場所でもあります。平成29年度は、一般会計からの独自繰り入れのための予算は組まれませんでした。平成27年度、平成28年度に引き続き継続実施すべきであると考えますし、保険証は全ての加入者に届けるべきです。脳ドックも自己負担の引き上げもやめるべきです。

以上のことから、平成29年度の国保会計予算に反対するものです。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第27号についての賛成討論。

3番 船木孝明君の発言を許可いたします。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についての賛成の立場で討論を行います。

近年、社会経済情勢は穏やかに改善していると言われていますが、地方に暮らす低所得者の世帯や高齢者の多い国民健康保険事業を取り巻く情勢は、ますます厳しくなっていると言わざるを得ず、加えて医療技術の高度化や高額な薬剤の普及、生活習慣病の増加などで医療費の負担が年々増加しており、厳しい財政運営を強いられています。

このような状況の中、国保が抱える財政上の構造的な問題の解決を目指し、先ほどの反対答弁でも述べられたように、平成30年度から国保の運営主体を都道府県と市町村の共同運営とする県広域化の準備が進められているところです。

本市においても厳しい財政状況の中、2年連続の税率改正は行わず、前期高齢者交付金の増加などで歳入予算を確保するなど、被保険者の経済負担の緩和を図っている努力がうかがわれるとともに、被保険者の健康保持のため、特定健康診査、特定保健指導や脳ドック助成事業など、保健事業にも積極的に取り組もうとする姿勢が見受けられるところであります。

今後、さらに、医療費抑制に向けた取り組みなど、健全な国保の事業運営に取り組まれるよう要望し、本案に対する賛成討論とします。

以上、よろしく御審議お願いします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第29号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可いたします。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見越して、高齢者に係る保険給付費を抑える制度として設計されました。この間、加入者の増加にあわせて保険料負担は上昇し、平成29年度には所得割の特例軽減が縮小され、高額療養費の自己負担額も引き上げが行われます。

特例軽減は、後期高齢者医療制度そのものへの批判を交わすために制度導入時に設けられましたが、いよいよ今年度からその特例を縮小していくことで、保険給付費を抑えるという制度設計の狙いが具体化されている年になります。保険料の特例軽減の縮小による保険料負担の増加とあわせ、高額療養費の自己負担額の引き上げが進めば、受診抑制をさらに広げることになります。

紀の川市の後期高齢者医療制度に加入する方9,986人のうち、現年分の保険料に滞納がある方が90人、過年度分で30人あるとのことですが、保険料と窓口での負担を引き上げれば、紀の川市の加入者に対しても受診抑制をさせてしまうことになります。

高齢者の主な収入である公的年金は、ことし4月から0.1%の引き下げがされます。高齢世代は、年齢進行により医療を必要とする世代です。高齢者が安心して医療にかかれるようにすべきであり、高齢世代の存在を社会的な負担とみなすような本制度は廃止すべきと考え、本会計予算について反対をします。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第29号についての賛成討論。

1番 並松八重君の発言を許可いたします。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） 私は、議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

国民健康保険と同様、後期高齢者医療制度を取り巻く情勢として急速な高齢化の進展、地方ではまだまだ回復しない経済情勢の中、後期高齢者医療制度の安定化に向けて、国では医療制度改革が進められております。

一部、特例の見直しはされるものの、後期高齢者医療制度の被保険者の低所得者の負担軽減のため、保険料の軽減措置を行うとともに、被保険者の健康保持のため、和歌山県後期高齢者医療広域連合では、平成29年度から後期高齢者医療健康診査を無料化するなど保健事業にも積極的に取り組んでおります。

今後におきましても、高齢者医療制度の対象が高齢者であることを踏まえ、親切で丁寧な対応と医療費の抑制に向けたさらなる取り組み等、健全な運営に一層の努力を要望し、また期待し、本案に対する賛成討論とします。

○議長（竹村広明君） 次に、議案第30号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論をします。

平成29年度予算では、4月から開始される介護予防・日常生活支援総合事業、通称「総合事業」について盛り込まれています。これは、今までヘルパー資格を持った専門職による訪問型や通所型のサービスが提供されてきましたが、この事業を実施することによって1日か2日ほどの講習を受け、修了書を発行された非専門職の方に調理や掃除、洗濯やごみ出しなどの生活援助を行っていただくことになります。

生活援助にも、当然専門性が求められるのに、ヘルパー資格は不要で講習修了書でいいということになれば、専門的な観察力の不足は否めません。資格のあるホームヘルパーは、病気や認知症の発見につながる観察力を持っており、生活援助によって要介護になることを防ぐことができる場合もあると思います。

非専門職であることから、事業所への報酬も従来型よりも2割程度削減した報酬となるとの答弁がありました。自己負担の2割程度安くなるとはいえ、介護労働者の賃金引き下げに道を開くもので、介護の質、サービスの質を落としていく懸念があります。

また、基本チェックリストの活用によって、本当に介護サービスの必要な方への利用を制限することにつながるのではないかと懸念されます。緩和されたサービスの提供、非専門職によるサービスの実施に対して相当な懸念と不安が考えられます。さらに、介護保険料が納められない人に対して、給付制限が行われていることも問題です。

以上のことから、本議案に反対します。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第30号についての賛成討論。

4番 中尾太久也君の発言を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成討論を行います。

提案されました平成29年度の予算は、対前年比2.5%の増となっております。これは、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、居宅介護サービスを必要とする認定者の利用件数の増加が予想されるもので、中・重度の在宅要介護者の増加に応じてサービスにおける身体介護への重点化が必要であり、既存の訪問介護員の役割を身体介護への提供量を拡大するため、本年度から介護予防・日常生活支援総合事業で生活援助中心型の通所・訪問サービスAを創設し、人材の確保と利用者負担の軽減を図っております。

また、介護予防では、専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで、改善、維持を目的に、短期集中予防サービスCを自己負担なしで提供するなど、運動を中心としたリハビリ事業等を積極的に推進していることは評価できるものであり、今回の予算に賛成したいと思います。

昨今の厳しい経済状況の中、介護保険制度の円滑な運営、地域での介護予防・認知症対策等の強化に努め、支援を必要としている高齢者をはじめ、市民にとって安心して住み続けられる制度となるよう取り組まれることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第10号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第14号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第15号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第17号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第18号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）に

については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第22号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決をされました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前11時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事） から
議案第48号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）から、議案第48号 紀の川市道路線の認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました22議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第1号から議案第3号、議案第11号、議案第20号及び議案第21号、議案第25号、議案第31号及び議案第32号、議案第34号から議案第44号、議案第47号及び議案第48号の計22議案であります。

委員会は、去る3月16日、当委員会6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審議の結果、当委員会に付託されました22議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第2号 紀の川市空家等対策協議会条例の制定については、全国的に人口が減少してきて空き家対策が社会問題となってきている中、これからも空き家はどんどんふえていくと思うが、都市計画課だけで十分対応していけるのかとただしたのに対し、まずは協議会を設立し、その中で協議していただき、都市計画課から家を見に行くなど、基準に沿って進めていきたいとの答弁でした。

次に、議案第31号及び議案第32号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計

予算について及び平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、公営企業法適用化業務委託料に関し、何年後に公営企業化になるのかとただしたのに対し、平成32年4月から法適化したものを使用するとの答弁に、将来他市でも見られるように、上下水道課として水道と一緒にしていくのかとさらにただしたのに対し、会計の様式は、水道会計と同じような経営状況が明確にわかるように切りかえるが、下水道会計は下水道会計で、上下水道とは全く別のものであるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております22議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第2号 紀の川市空家等対策協議会条例制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第3号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第11号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算から議案第44号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第34号から議案第44号までの11議案に対しては、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第44号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第47号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第48号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）につい

て

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第5、議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件につきましても、過日の本会議におきまして、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第16号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、6目、財産管理費の庁舎管理事業において、光熱水費が1,000万円減額補正されている理由はとただしたのに対し、本年度9月にデマンド契約の見直しにより約650万円、また粉河分庁舎解体までの電気代で約120万円不要になったことなどの要因によるものであるとの答弁でした。

次に、歳入の地方創生加速化交付金では、採択された事業内容と補助率についてただしたのに対し、広報公聴事業の「シティプロモーション策定業務」、青洲の里管理運営事業で、「道の駅青洲の里基本構想・基本計画策定業務」、農産物販売促進事業でトップセールス、6次産業化支援事業が該当し、補助率は10割であるとの答弁でした。

土地開発公社経営支援資金貸付金元利収入で、短期貸し付けから長期貸し付けにするため5億1,000万円減額されているが、いつまで貸し付けを行う予定かとただしたのに対し、来年度末までの解散を見越した中で、市から公社に対する債務は北勢田第2工業団地の残り3区画を売却することにより返済可能となっている。まず、平成29年度に1区画の売却により2億6,000万円の返済を見込んでおり、残りの2億5,000万円については、来年度までに売却できない場合は、北勢田第2工業団地を市に代物返済する方向で考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、委員の質疑の主なものは、次のとおりでございます。

まず、3款、2項、6目、保育所入所事業の広域入所者の増加理由をただしたのに対し、主な理由として、保護者が広域保育地に勤務していたり、里帰り出産による人数がふえたことによるとの答弁でございました。

次に、4款、1項、2目、感染症対策事業で、予防接種委託料の減額理由をただしたのに対し、主に、乳幼児の予防接種において、日本脳炎と水痘の予防接種対象者数に対し、接種率が約50%前後となる見込みで、1回の単価が高額なため大きな減額になるとの答弁でした。

次に、4款、1項、5目、合併浄化槽設置補助事業について、減額理由をただしたのに対し、下水道の整備もあるが、農地法の改正による新築家屋の減少によるものが大きい要因であるとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（竹村広明君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第16号 紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会の所管部分について、審議の経過及び結果について、報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほどの報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第16号のうち、所管部分について、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）については、各委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、各委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第6、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成29年第1回定例会終了にあたって、一言御挨拶申し上げます。

2月24日から、本日3月24日までの29日間、十分御審議をいただき、上程議案は全て御承認をいただきました。特別委員会並びに常任委員の皆さん方には、大変御苦勞さまでございます。心から御礼申し上げます。

認めていただいた予算、議会で承認をいただいたからということだけではなしに、その貴重な予算を無駄遣いのないように一生懸命頑張っていきたいと、また職員もそれに応えていただけるものと期待をいたしております。

どうか、議員各位には、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

まず、安全で安心な魅力ある、また選ばれるまちを目指して、皆さん方と一緒に頑張っ

ていきたいなと、そう思っております。

最後に、せんだっての懇談会でお話をさせていただきました打田の第2工業団地へ進出予定をされておりましたオーアイテックの株式会社さんが、いよいよこの3月28日に県が記者発表をされ、4月5日の日にめでたく調印をする運びとなりました。大変期待をいたしておりまして、工業団地、あと2区画残っておるわけではありますが、今後とも皆さん方、誘致に向けて皆さん方の御協力もよろしくお願いしたいなと、このように思います。

最後になりましたが、まだまだ朝夕寒い日が続きます。もう間もなく10日もすれば、桃や桜の花も咲いてくるかと思いますが、いい気候になってまいります。平成29年度も紀の川市民の声を常に反映し、そして明るい、住みよい、安全・安心な地域づくりに我々も頑張りますので、議会の皆さん方も御健勝に十分留意され、御協力のほどをよろしくお願い申し上げ、御挨拶終わります。ありがとうございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成29年第1回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会し、本日まで29日間にわたり、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、本日、無事終了の運びとなりました。

さて、桜の便りもちろほら聞かれるようになりました。季節の変わり目、議員各位におかれましても、お体を御自愛いただき、ますます議員活動に精励いただきますよう御祈念申し上げるとともに、本年3月末をもって定年退職される皆さんに、本当にお疲れさまでした。

長年にわたり、奮闘努力をされ、その職務を全うされました。今後は、健康に御留意されまして、新たな分野で地域社会の一員として、なお一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成29年2月24日招集の平成29年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員